

事 務 連 絡

令和6年6月3日

各都道府県建設業協会事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

ストックヤード運営事業者登録制度について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規程につきましては、全建事発第023号（令和6年5月29日）にて、国土交通省からの通知をお知らせしたところですが、今般、同省のホームページにて、全国のストックヤード登録された施設の名称、受入条件等が各地方整備局毎に確認できますのでお知らせします。

令和6年6月1日に「元請業者等による建設発生土の最終搬出先までの確認を義務化」が全面施行となります。

仮に登録のないストックヤード等に搬出した場合には、その建設発生土が部分的に搬出される度に確認や書類作成が必要で、最終的に全量が最終搬出先に搬出されるまで確認・書類作成が必要となり、大きな手間が掛かります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、会員企業の皆様にご案内賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【URL】

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html

建設産業・不動産業 建設産業・不動産業

[土地・建設産業トップ](#)
[土地](#)
[不動産](#)
[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [土地・不動産・建設業](#) > [建設産業・不動産業](#) > [ストックヤード運営事業者登録制度](#)

ストックヤード運営事業者登録制度

ストックヤード運営事業者登録制度では、令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害を契機として「盛土による災害の防止に関する検討会」が設置され、今後、危険な盛土等の発生を防止するための仕組みの方向性が提言されたことを受け、不法盛土の発生を防止し、建設発生土の適正利用等を徹底する観点からストックヤード運営事業者登録制度の創設や資源有効利用促進法に基づく建設発生土等の搬出計画制度の強化を行ったものです。

(1) 登録申請先(申請先は所管の地方整備局等)

申請受付開始: 令和5年5月26日

受付機関	担当部署	電話番号	E-mail
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011-709-2311(代)	hkd-ky-stockyard@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局	建政部建設産業課	022-225-2171(代)	thr-82stockyard@ki.mlit.go.jp
関東地方整備局	建政部建設産業第一課	048-601-3151(代)	ktr-syard-touroku@mlit.go.jp
北陸地方整備局	建政部計画・建設産業課	025-370-6571	kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	建政部建設産業課	052-953-8572	cbr-kensanka@mlit.go.jp
近畿地方整備局	建政部建設産業第一課	06-6942-1141(代)	kk-r-stockyardtouroku@mlit.go.jp
中国地方整備局	建政部計画・建設産業課	082-221-9231(代)	stockyard@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	建政部計画・建設産業課	087-851-8061(代)	skr-88stockyard@ki.mlit.go.jp
九州地方整備局	建政部建設産業課	092-471-6331(代)	qsr-stockyard@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031(代)	(書面受付のみ)

(2) 登録規程、運用等

【登録規程(告示)】

○ [ストックヤード運営事業者登録規程\(令和5年国土交通省告示第157号\)](#) ※一部訂正しました。

【運用】

○ [補足説明及び運用について\(別添1\)](#)

[受領記載例\(参考様式\)](#)

○ [提出する書類等に関する解説\(別添2\)](#)

○ [登録申請等の電子メール提出要領\(令和5年5月訂正版\)](#)(別添3)

[申請様式等\(令和5年5月訂正版\).zip](#)

※申請の際は最新の様式を使用してください。(5/23更新)

○ [ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について\(令和5年5月訂正版\)](#)(別添4)

[【別紙1】参考様式 搬出先適正確認記録\(令和5年5月訂正版\)](#)

[【別紙2】参考様式 最終搬出先記録](#)

○ [FAQ\(令和5年12月28日更新\)](#)

※令和5年5月に[新旧対照表](#)のとおり、一部訂正いたしました。

(3) 登録状況等

○ [勧告一覧、取消一覧\(該当無し\)](#)

○ 速報は各地方整備局等の登録簿を御覧ください。

([北海道開発局](#)、[東北地方整備局](#)、[関東地方整備局](#)、[北陸地方整備局](#)、[中部地方整備局](#)、[近畿地方整備局](#)、[中国地方整備局](#)、[四国地方整備局](#)、[九州地方整備局](#)、[沖縄総合事務局](#))

